

給油施設の使用に関する申し合わせ

内閣府（以下「甲」という。）と皇宮警察本部（以下「乙」という。）は、首都直下地震の発生に際し、必要に応じて乙が管理する給油施設（以下「特定給油施設」という。）を中央省庁が使用する公用車の燃料の給油に使用するために必要な支援、協力等を行うための手続き、事務等をあらかじめ定めることにより、初動対応を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの申し合わせを履行しなければならない。

2 甲が、求めのあった府省等に対して特定給油施設を使用させる場合、第3条及び第5条、第6条の規定は甲を当該府省等に読み替えて準用する。

（用語の定義）

第2条 この申し合わせにおいて、特定給油施設とは、平成26年3月28日に閣議決定された政府業務継続計画（首都直下地震対策）（以下「政府業務継続計画」という。）第2章第2節2(1)に基づき、各府省等が中央省庁の庁舎等で使用する公用車の燃料を確保することが困難な場合に使用することを目的として第4条に定める給油施設のことをいう。

（使用条件）

第3条 甲が特定給油施設を使用する場合において、甲は、その使用について乙が別に定める手続きを行い、その使用にかかる乙の指示を遵守するものとする。

（使用場所）

第4条 特定給油施設は、別表に記載の施設とする。

（燃料費の負担）

第5条 前条に定める特定給油施設の使用に伴い生じる燃料費は、原則として甲が負担することとし、必要に応じて甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

（使用場所の維持保全等）

第6条 甲は、特定給油施設の使用に際しては、善良な管理者としての注意をもって特定給油施設の維持保全に努めさせなければならない。

2 甲は、特定給油施設を使用する府省等の使用責任者及び担当者の氏名、連絡先等を乙に届け出るものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲は、首都直下地震の発生時に際し、特定給油施設の使用にかかる対応等を円滑に行うため、必要な訓練を行うものとする。

2 甲は、前項の訓練を行う場合は、乙に事前に連絡するものとし、乙はその業務の支障のない範囲内において、協力するものとする。

(有効期間)

第8条 この申し合わせの有効期間は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了の3ヶ月前の日までに、甲乙のいずれかから変更の申し出がないときは、この申し合わせはさらに1年間延長するものとし、以後、この例による。

(疑義の決定等)

第9条 この申し合わせの各条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めるもののほか、特定給油施設の使用等に関する事項は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

2 甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

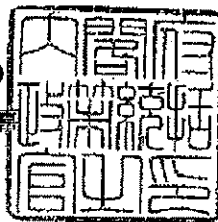
平成29年9月1日

甲 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

中央合同庁舎第8号館

内閣府政策統括官(防災担当)

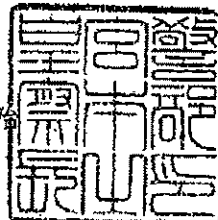
海堀 安貴



乙 東京都千代田区千代田1番3号

警察庁皇宮警察本部長

藤山 雄治



別表

